



SAKUSHU
MUSASHI.CC

作州武蔵カントリー倶楽部

2025年度 武蔵クラブ会員募集要項

年会費

1名記名式

<全日会員> 29,700円(税込)

<平日会員> 15,400円(税込)

有効期限：入会日より1年間(入会日翌年前日まで)

※休場日 4/1・6/30・7/1・9/1・1/5・1/26・2/2～2/5・3/2

プレー料金

セルフ

※18Hレギュラータイム料金。ゴルフ場利用税、基金、消費税込。
※昼食について：昼食補助付、昼食時ソフトドリンクバー付。
※特別営業日とは、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の平日。

平日

※特別営業日除く

通常料金8,980円～

土日祝・
特別営業日

通常料金14,980円～

2B割増料金(税込)

<平日> 通常料金550円
無料

<土日祝・
特別営業日> 2,200円

<Aシーズン> 4・5・6・10・11・12月

6,000円

8,500円

<Bシーズン> 3・7・8・9月

5,800円

8,000円

<Cシーズン> 1・2月

4,500円

5,800円

入会特典

特典
1

ポイントカード
「MUSASHI CARD」
ポイント進呈

平日会員 8,000pt
全日会員 13,000pt

特典
2

武蔵クラブ月例杯
フレンドマッチ
参加資格

●平日開催フレンドマッチ
●全日会員：月例杯参加可
●ビジターの方は参加できません

特典
3

倶楽部
HDCP
取得

ポイントカード「MUSASHI CARD」ご入会でさらにお得

入会金・年会費無料／当日発行



来場ポイント



お誕生月ポイント
(お誕生月初回来場時
1,000ポイントプレゼント)



コンペ開催ポイント



その他特典多数



※1ポイント=1円相当、進呈ポイントは次回来場時以降から使用できます。 ※500ポイント単位で使用できます。 ※最終来場日より1年間有効



作州武蔵カントリー倶楽部

〒707-0124 岡山県美作市大町878番地 / TEL.0868-77-0339

□ 募集要項並びに下記会員規約、その他、倶楽部が定める諸規則に同意の上申し込みます				会員種別	□ 全日会員 / □ 平日会員			
氏名	ふりがな			申込日	(西暦)	年	月	日
下記項目に変更のある方はご記入ください(変更ない方は不要です)								
ご住所	〒			生年月日	(西暦)	年	月	日
				携帯番号				
備考	基本情報に変更がある場合は記載してください							
弊社記入欄	会員番号欄：AM							
	受付：	U：	N：	T：	S：			

個人情報について：ハリマ化成商事株式会社に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにハリマ化成商事株式会社以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。【個人情報保護に関するお問合せ先】運営会社：ハリマ化成商事株式会社

振込先

三井住友銀行 大阪本店営業部
普通預金 8858283
名義：ハリマ化成商事株式会社

武蔵クラブ会員規約

第1条 (名称・運営組織)

本年度会員組織は「武蔵クラブ」と総称します。武蔵クラブの運営主体は、ハリマ化成商事株式会社(以下「会社」という)とします。

第2条 (目的)

会社が別に定める施設(以下「施設」という)を、第3条に定める会員が利用することによって、健康 増進及び豊かなリゾートライフの創造を図ると共に、ゴルフを通じエチケット・マナーの向上につとめ、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条 (会員)

- 本契約を承認の上で所定の入会手続きを行い、会社が会員として認めた者で且つ年会費の振込を完了した個人を武蔵クラブ会員(以下「会員」)といたします。
- なお、入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会 勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)に属していると認められるときには会社として入会審査を受け付けられないものとします。
- 会員の種類は、全日会員及び、平日会員とします。会員は、本規約第7条及び第8条の手続きを経て、別に定める優待料金にて施設の利用をすることができます。但し、優待料金は季節に応じて、期間限定で、更にお得な料金設定をする場合があります。
- 会員は会社が定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報や、特別利用料金等の情報を会社が指定する方法で、受け取ることができます。
- 会員は、会社が定める会員優待料金にて施設を利用することができるもので優先的利用の権利を有しません。また、施設の運営に関与する権利も有しません。

第4条 (年会費・プレー料金)

- 会員は、会社に対し同社の定める方法にて所定の年会費を支払わなければなりません。
- 一旦納付された年会費は、いかなる理由があっても返金されません。
- 年会費・プレー料金は経済情勢により改定する場合があります。

第5条 (会員資格有効期間)

会員の資格の有効期間及び期日は1年間(入会日翌年前日まで)とします。

第6条 (施設利用の申込み)

- 会員が施設を利用する場合、会員自ら、会社が定める方法にて予約申込みをしなければなりません。
- 予約の受付の優先順位は原則として先着順とします。
- 前項の申込みに対し会社は、会員に予約を受け付けた内容及び利用料金等を口頭もしくは文書にて通知します。
- 施設の利用にあたっては、当該施設のメンバー優先予約権等の権利を損なわない範囲での利用となります。
- 電話またはHP・WEB予約から申込み頂いた場合のみ会員料金の適応となります。インターネットエージェント、その他外部サイトからの申込みは適応いたしかねます。

第7条 (施設利用時の注意事項)

- 会員及び随伴者は、会社が定める利用約款を遵守しなければなりません。
- 随伴者は、別に会社が定めるチェックイン及びチェックアウトに従うものとします。
- 会員及び随伴者は、施設内で以下の行為をしてはいけません。
 - ①家具、備品、施設等の改造や破損をする行為。
 - ②建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは領得する行為。
 - ③酔態を示し、あるいは高歌吟誦する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為。
 - ④動物、ペット等を持ち込む行為。
 - ⑤営業行為。
 - ⑥塵芥、廃棄物を放置する行為。
 - ⑦鉄砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為。
 - ⑧その他、公序良俗に反する行為。
- 会員または随伴者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、会社は第三者に対し何らの義務を負いません。

第8条 (利用の拒絶)

次の場合には、利用をお断りします。プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りするものとします。

- ①粗野な振舞い等、他のお客様に不快な思いをされる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があったとき。
- ②当ゴルフ場(倶楽部)に従事する者に対して粗野な振舞い・嫌がらせ行為、または暴力行為・威嚇行為等あったとき。

第9条 (会員の責任)

会員及び随伴者の故意または過失により会社及び施設が損害を被ったときは、当該会員及び随伴 者(随伴者による場合は当該会員が連帯して)は会社に対し、その損害を賠償していただきます。

第10条 (施設の破損及び施設内の備品の紛失・毀損等)

- 会員及び随伴者が施設利用中に、会員及び随伴者の責に帰す事由により生じた施設の破損及び施設内の備品等の紛失・毀損等については原則として同等施設、備品との取替えに要する費用または修繕代金に相当する費用を当該会員または随伴者(随伴者による場合は当該会員が連帯して)が負担するものとします。
- 紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随伴者は遅滞なく会社に報告するものとします。

第11条 (遵守事項)

- 会社は、以下の事項を遵守しなければなりません。
- ①会社に届けている住所等に変更があった場合は、会社の定めた方法で、速やかに会社に届け出なければなりません。
 - ②会員の権利は、第三者へ貸与ならびに譲渡してはなりません。
 - ③会員は施設ならびに会員の権利を使用して営業行為をしてはなりません。
 - ④会員相互の友好を心がけ、他の会員、すべてのプレーヤーに迷惑となる行為をしてはなりません。

第12条 (退会)

- 会員はその申出により何時でも退会できます。
- 会員が退会する場合は書面にて会社に、会社が定める必要事項を届け出るものとし、会員事務局で退会処理終了後、退会となるものとします。
- 会員資格有効期間内の退会及び第15条に定める会員資格の取消の場合については、第4条2 項に基づき年会費の返金はいたしません。

第13条 (解散)

- 武蔵クラブは、会社の都合により、解散することができます。
- 会社は、前項の解散を決定した時、解散期日の2ヶ月以上前に会員へ通知するものとし会員は、解散について裁判上及び裁判外その他一切の異議申し立てはできません。
- 本条の規定に基づいて解散する場合、第4条第2項の規定に関わらず、会員資格有効期間の未経過分の年会費については、解散期日から起算して1年間を365日とした日割りで計算し、解散期日より90日以内に各会員の指定する銀行口座に送金して返還します。

第14条 (会員資格の取り消し)

- 会社は、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができます。
- ①会員が死亡した場合。
 - ②会員が本規約及び施設の利用約款(別途記載)に違反したとき。
 - ③会員証を本人以外が使用したとき及び偽名等で利用したとき。
 - ④その他本事務局において、処分が必要と判断する行為があったとき。
 - ⑤会員が施設の利用約款等(別途記載)に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名誉、信用を傷つける行為があったとき。また、当ゴルフ場(倶楽部)に好ましくない行為があったとき。
 - ⑥第4条の年会費の支払いを3ヶ月以上遅滞したとき。
 - ⑦暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。暴力団等反社会勢力を同伴または紹介したとき。
 - ⑧公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為、泥酔・暴力行為・威嚇行為等あったとき。
 - ⑨当ゴルフ場(倶楽部)に従事する者に対して粗野な振舞い・嫌がらせ行為、または暴力行為・威嚇行為等あったとき。
 - ⑩本規約及びゴルフ場利用約款に違反したとき。
 - ⑪ゴルフ場の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。
 - ⑫その他本事務局において、処分が必要と判明する行為があったとき。

第15条 (会員資格の消失)

- 会員は次の場合にその資格を失います。
- ①資格の有効期間が満了したとき。
 - ②退会したとき。
 - ③会社から第14条の会員資格の取り消しをうけたとき。

第16条 (規約の改正等)

武蔵クラブの規約(本規約)の改廃は、会社が行うものとし会員はその決定に従わなければならない。

第17条 (協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会社と会員の間で協議し解決するものとします。

第18条 (管轄裁判所)

会員と会社の間で紛争が生じた場合、会社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第19条 (その他・施行)

規約は都度改定することがあります。本規約は2025年4月1日より改正、施行します。